

柏崎刈羽原子力発電所UPZ自治体協議会規約

(名称)

第1条 本会は、「柏崎刈羽原子力発電所UPZ自治体協議会」（以下「協議会」という。）と称する。

(設立の目的)

第2条 本協議会は、柏崎刈羽原子力発電所に係るUPZ（緊急時防護措置準備区域）自治体が、令和7年に行った国・県への要望を踏まえ、安全・安心を前提とした原子力防災対策の実効性の向上のための取組強化と、電源三法交付金制度の見直し及び豪雪地帯の課題を解決するための新たな財政支援制度に関し、必要な調査研究や国への提言、要望活動等に関する協議を行うことを目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、柏崎刈羽原子力発電所のUPZに含まれる小千谷市、見附市、長岡市、十日町市、上越市、燕市及び出雲崎町（以下「構成自治体」という。）の首長をもって構成する。

2 協議会の下に副市町長会議を設置し、実務を担う。なお、メンバーは、副市長又は副町長の職にある者をもって構成する。

(役員)

第4条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 顧問 2名

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、関係機関職員、有識者その他関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。
- 3 議決事項は、原則として全会一致をもって決定する。

(活動)

第6条 協議会は、設立の目的に基づき、国の関係省庁や新潟県知事等に対し、提言や要望書を提出するとともに、意見交換やその他必要な活動を行う。

- 2 協議会は、原子力防災対策の実効性の向上が図られるよう、必要な調査・研究を行う。
- 3 活動内容は、議決により定める。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、会長の属する市に置く。

(附則)

本規約は、令和8年4月14日から施行する。